

第1回 中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議

(議事録)

令和5年1月12日(木)

さいたま新都心合同庁舎2号館

16階河川会議室

1. 開会

【藤本河川調査官】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議を開会いたします。

皆様、本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の藤本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

取材される皆様は、記者発表で会議の公開についてお知らせしましたが、カメラ撮りは、関東地方整備局河川部長の挨拶までとさせていただきます。あわせて、取材に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

また、職員等による記録撮影を行ってございます。こちらにつきましても御了承いただけますと幸いです。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。配布資料は、配布資料一覧のほか、議事次第、出席者名簿、座席表、右肩の資料1、「中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議」の設置について、資料2、中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議規約、資料3、これまでの主な経緯、資料4、中川・綾瀬川の現状と課題について、資料5、中川・綾瀬川河川整備計画の目標(案)について、資料6、中川・綾瀬川河川整備計画骨子(案)について、資料7、当面の進め方、以上となります。資料の不足等ございましたら、お近くのスタッフまでお声かけいただけますと幸いです。

2. 挨拶

【藤本河川調査官】

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。議事次第2、関東地方整備局河川部河川部長の塩井より挨拶させていただきます。

部長、お願いします。

【塩井河川部長】

それでは皆さん、本日はどうぞよろしく申し上げます。改めまして、関東地方整備局河川部長の塩井でございます。本日は年明け早々に、この第1回中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

中川・綾瀬川については、昭和58年8月でありましたけれども、流域の急激な都市化の進展を受けて、流域内関係機関の合意によりまして、中川・綾瀬川流域整備計画を策定してきたところであります。それに従って、総合的な治水対策というのを進めてまいったところでもあります。

また、水系としては、平成18年に利根川水系河川整備基本方針が定められておりまして、この基本方針及び流域整備計画に基づいて、流域一体となって総合治水対策を進めてまいったところでもあります。

私ども国土交通省関東地方整備局では、その後、今後二、三十年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討をこれまで進めてきたところでございますけれども、このたび河川法に基づいて、関係都県知事の意見聴取に先立って、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ、河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、本日このような会議を設置して、協議をさせていただくこととさせていただきます。皆様には貴重なお時間を頂戴いたしますけれども、本日はどうぞよろしくお願いたします。

【藤本河川調査官】

ありがとうございました。取材いただいております皆様にお伝えいたします。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

続きまして、構成員の御紹介をさせていただきます。名簿の順に御紹介させていただきます。

埼玉県県土整備部長、北田様。本日は御都合により欠席のため、県土整備部河川砂防課参事（兼）課長、水草様の代理出席となります。

【埼玉県 水草河川砂防課参事（兼）課長】

代理でございますけれども、参事兼河川砂防課長の水草です。よろしくお願いいたします。

【藤本河川調査官】

東京都建設局長、中島様。本日は御都合により欠席のため、建設局河川部長、齊藤様の代理出席となります。

【東京都 齊藤河川部長】

建設局長の代理の建設局河川部長の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【藤本河川調査官】

国土交通省関東地方整備局河川部河川部長の塩井でございます。

【塩井河川部長】

改めまして、河川部長、塩井でございます。よろしくお願いいたします。

3. これまでの主な経緯

【藤本河川調査官】

それでは、議事を進めさせていただきます。議事次第4、議事に沿って、一通り説明をさせていただきます。後藤課長、よろしくお願いいたします。

【後藤河川計画課長】

資料の説明をさせていただきます河川計画課長の後藤です。よろしくお願いいたします。

右上に資料3とあるものを御覧いただければと思います。中川・綾瀬川の河川整備計画策定に向けたこれまでの主な経緯でございます。

利根川水系の河川整備基本方針に関しましては、平成18年2月14日に策定、決定・公表されてございます。その後、有識者会議等が開催されておりましたが、利根川水系は非常に流域面積もございまして、河川の整備計画をブロック分けして、これまで順次策定してきてございます。

下の枠にございますように、利根川・江戸川の河川整備計画策定を皮切りに、順に整備計画を策定してきてございまして、今回、一番下にありますように、中川・綾瀬川河川整備計画の策定に向けまして、関係都県会議を設立させていただいた次第でございます。

4. 中川・綾瀬川の現状と課題について

【後藤河川計画課長】

次に、右上に資料4とある資料を御覧ください。ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。大臣管理区間の計画対象区間でございます。下の資料に太字で示してございますような区間を、今回、大臣管理区間の計画対象区間としてございます。一部、中川・綾瀬川と、綾瀬川の一部、荒川と並走している区間、それから首都圏外郭放水路が計画対象区間となっております。

次に2ページを御覧ください。中川・綾瀬川流域の概要でございます。

中川ですけれども、埼玉県羽生市に源がございまして、埼玉県東部、東京都を流下いたしまして、東京湾に注いでございます。流域面積811km²。綾瀬川に関しましては、埼玉県桶川市が源流となっておりまして、埼玉県南部、東京都東部の低平地を流下する流域面積176km²ということで、かなりの広い流域となっております。

こちらの流域は、ほぼ全域が標高20m以下の低平地となっておりまして、河床勾配は全川で4,000分の1となっておりますので、大雨が降ると雨の水が河川により流下されず流域内に湛水する特性がありまして、過去から浸水被害が繰り返し発生している状況です。

次のページを御覧ください。3ページになります。

左上の図にございますように、この流域は昭和30年代以降、急速に市街化が進展してお

りまして、平成27年の時点で市街化率53%に達しておりまして、外水氾濫が起きた際の被害は甚大でございます。また、繰り返しですが、大部分が低平地でございまして、内水氾濫も常襲地帯でございます。また、右側の図にございますように、都市部の資産が集中する地域でございますので、破堤した場合の被害は甚大でございます。

次、4ページになります。自然環境の概要でございます。

中川の大正管理区間ですが、河口から19.5km付近より下流はほとんど単断面でありまして、水際に僅かにヨシ等が生息しております。その付近より上流の右岸側に高水敷が存在しておりまして、一部地区にワンド・たまり等が点在しています。また、南川崎地区ではヒヌマイトトンボの生息が確認されておりますほか、新方川との合流点付近でサギのコロニーが形成されております。

綾瀬川は基本的に単断面河道でありまして、大部分に鋼矢板護岸が整備されております。直轄区間の高水敷は、大曾根ビオトープ付近にのみ存在している状況です。

次のページを御覧ください。河川空間の利用の概要、左側に利用者数、右側に主な河川利用施設を示しております。

中川は、堤防天端にサイクリングロード、高水敷はグラウンド、ゴルフ場、公園等が整備されてございまして、スポーツ、散策等の多様な利用がされております。綾瀬川に関しましては、有名な草加松原、国の名勝がございましてほか、イベントの場として利用されております。

次、6ページでございます。水環境（水質）の概要です。

この流域は昭和30年代以降、市街化が急速に発展し、水質が悪化しまして、綾瀬川は全国の一級河川の中で、昭和55年から平成6年まで15年連続で水質が最下位でございましたが、近年、中川、綾瀬川とも水質は改善傾向でございます。近年は環境基準値を満たしている状況です。

次、7ページになります。河川景観と史跡・名勝・天然記念物の点在の状況を示しております。下の図にございますように、多くの史跡、名勝等が流域に存在してございます。

次、8ページでございます。主な洪水被害とこれまでの治水対策についてです。

中川・綾瀬川流域ですが、何といたっても昭和33年9月の狩野川台風によりまして、以降、相次ぐ大災害を受け、昭和36年に中流部の区間を大臣管理区間に入れてございます。計画降雨規模を100分の1として、流域内貯留施設及び流域外排水施設を位置づけて、昭和55年に工事实施基本計画を策定しております。また、河川整備のみによる治水対策が困難なことから、流域における総合治水対策について同年に協議会を設置し、昭和58年に流域

整備計画を策定して対策を実施してきております。また、平成18年2月に利根川水系の河川整備基本方針が策定されております。

次のページをお願いします。主な洪水被害を示しております。

昭和33年9月の狩野川台風では、流域の30%が浸水するという甚大な被害が発生しております。こちらが最大の被害が発生した水害となっておりますけれども、近年においても、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等で被害が発生するなど、浸水被害が頻発しております。

次のページをお願いします。これまでの治水事業ということで、繰り返しになりますけれども、この流域は河川整備による治水対策が困難なことから、昭和55年から協議会を設立しまして、流域における保水・遊水機能の維持等の総合治水対策を実施してきております。昭和58年に定めた流域整備計画におきましては、これを平成12年に市街化の進行など条件を見直し、改定を行ってございます。

流域対策としては、行政による校庭貯留等の既開発地対策、新規開発に対する対策基準の設定、盛土の規制等が位置づけられておりまして、その例を右下に示してございます。

次、11ページをお願いいたします。河川の整備として、こういったことをやってきたかということで、まず、直轄の話になりますが、これまで三郷放水路、綾瀬川放水路、首都圏外郭放水路、それから綾瀬排水機場といった放水路、排水機場の整備を行ってきております。また、流域整備計画においては、八潮排水機場の増強、荒川の整備計画では綾瀬排水機場の増強が位置づけられてございます。

右上の赤枠にございますように、平成27年9月や令和元年の台風の際は、流域に降った雨の約4分の1程度をこういった施設で、大きな江戸川や荒川のほうに排水するといった効果が発揮されてございます。

次、12ページでございます。補助区間の整備の状況等でございます。こちらも域外排水施設、調節池の整備等が進められてきてございます。埼玉県区間においては幸手放水路、大場川下流排水機場等の域外排水施設に加え、調節池の整備等が順次進められてきてございます。

13ページを御覧ください。流域整備計画の目標に対しての河川対策の進捗状況を示してございます。

河道改修、排水機場、調節池といったものを約7から8割、放水路は9割強、整備が完了しております。一方、流域全体における流域対策の実施量は、計画目標の800万 m^3 に対

して、9割の730万m³が整備済みとなっております。このうち、既開発対策は目標を上回る対策が完了しておりますが、依然、対策量9割にとどまっている要因といたしまして、想定よりも小規模の新規開発の割合が多く、全体の開発面積に対して対策量が伸びていないという状況となっております。

14ページを御覧ください。その内容を示してございますが、右下にグラフがございますように、もともと想定していた対策、左側の緑色のところが1ha以上の大きな開発を見込んでいた状況に対して、右側が実際に開発された面積を示してございます。緑の箇所が減って、小規模な紫とか灰色の部分が増えていますが、1ha当りに求める対策量というのが、もともと大きな開発のほうが大きな対策を求めていたということで、それが実際には小規模な開発が多くなったということで、対策量が伸び悩んでいるという状況となっております。

また、15ページを御覧ください。流域治水の話題になってございます。近年の豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえまして、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」への転換が必要とされておりまして、この流域におきましても、協議会を令和2年8月に設立し、令和3年3月にプロジェクトを策定、令和4年3月に内容を充実して更新してございます。プロジェクトの概要を下に示しております。

同様に、16ページを御覧いただければと思います。流域治水におきましては、水辺空間・水辺環境の活用・保全・創出、グリーンインフラの取組も一環で行ってございまして、そちらの概要を示してございます。

17ページを御覧ください。河川整備基本方針の概要になってございます。河川整備基本方針は平成18年2月に策定されておりまして、計画規模は、中川及び綾瀬川本川の主要な地点、吉川、谷古宇の地点で100分の1と設定しております。計画降雨の継続時間は48時間雨量で、計画降雨量は355mmとなっております。下に流量配分図、右側に洪水処理施設、こういったものを想定しているかというイメージを記載してございます。

18ページを御覧ください。治水の現状と課題ということで、堤防の整備状況を示しております。中川・綾瀬川の堤防整備率ですが、計画堤防断面として完成している箇所について、中川は87%、綾瀬川は13%程度となっております。依然、整備を必要とする箇所が残っております。

次のページを御覧ください。19ページは、同じく治水の現状と課題で、桁下高不足の橋梁の架け替えに関してでございます。八潮市・三郷市に位置する八条橋の地点では桁下高が

低く、計画高水位を40cm程度下回っておりまして、この橋梁部の付近、左右岸とも堤防が未整備となっております。そのため、架け替えを検討中ですが、こちらは引き続き、関係機関と十分に協議の上、事業を進める必要がございます。

次のページを御覧ください。河床高の経年変化ということで、こちらは中川のデータでございます。中川の平均河床高ですが、過去、昭和40年から昭和52年にかけて50cm程度低下しておりますが、それ以降はおおむね安定傾向となっております。同じく、最も深い最深河床高も、同様に50cm程度低下しておりますが、それ以降、おおむね安定傾向となっております。

21ページは同様に、綾瀬川でございます。平均河床高は昭和40年から平成4年にかけて1m程度低下しておりますが、近年安定傾向でございます。最深河床高についても同じ傾向でございます。

22ページは河床の関係ですが、局所的な洗掘についての例でございます。中川の14.5km付近の洗掘発生箇所についてですが、こちらは平成12年に耐震対策を実施した際に根固め等の施工を行っておりますけれども、その施工の後から、掘れている箇所が河道の中央部に移りつつありまして、また、若干上昇しているといった河床の変動の傾向が見られてございます。今後、こういった箇所はモニタリングの継続が必要と考えております。

また、23ページは同じく局所洗掘、中川の18kmの地点でございます。こちらは湾曲部の外岸でございまして、根固めを過去に施工してございますが、その根固めのすぐ前面で、引き続き、河床の低下等が確認されてございますので、根固めブロック、自立式矢板の安定性に支障が出る可能性もございますので、こういった箇所はモニタリングの実施、確認が引き続き必要となっております。

次、24ページは利水の現状と課題でございます。中川の大正管理区間ですが、農業用水、工業用水として水利用がなされております。綾瀬川は水利用はなされてございません。中川・綾瀬川は渇水等の問題は少ないですが、流況が悪化した際は、さきに整備した放水路等によって他河川と河川水の融通が可能となっております。

25ページを御覧ください。自然環境（群落面積の変化）です。中川の高水敷は冠水頻度が低く、実際、洪水が来た際も水深が数十cmと浅いことから、高水敷の植生への洪水の影響は小さいと考えてございます。群落の面積の割合の近年の傾向を確認しますと、ヨシ群落が減少傾向、一方、オギ群落等が増加するなど高水敷の乾燥化が一部進行してございます。

また、26ページを御覧ください。河川利用・地域連携の状況でございます。中川の高水

敷は周辺の住民など多くの人に利用されておりまして、環境整備事業として水辺空間の整備を実施しております。また、「水辺の楽校」などの拠点で、河川に親しむイベントを河川協力団体等と連携して実施してございます。

また、27ページを御覧ください。河道の維持管理の関係です。高水敷がどういった形で広がっているかということですが、中川下流部については、左右岸とも高水敷はなく、潮止橋から上流側の右岸側にやや高水敷がございまして、綾瀬川の河道内はほとんど高水敷がございませぬので、護岸が整備されているといった川の形態でございまして。

最後、28ページ、施設の維持管理の現状と課題です。中川・綾瀬川は内水排除のための水門、樋門・樋管、排水機場、放水路等、多くの河川管理施設が設置されてございまして。こういった施設の確実な維持管理による機能の確保が望まれてございまして。また、下のほうに記載を赤字でしてございまして、排水ポンプが、関東地整全体の総排水量のうち36%がこの流域に存在するということで、適切な維持管理、効果的な維持管理が重要となってございまして。

こちらで、資料4の説明は以上になります。

5. 中川・綾瀬川河川整備計画の目標（案）について

【後藤河川計画課長】

続きまして、資料5でございまして、中川・綾瀬川の河川整備計画の目標（案）についてでございまして。

こちらは目標（案）といたしまして、我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を貫流する中川・綾瀬川の氾濫域には、人口・資産が高度に集積していることから、その重要性を考慮して、戦後最大洪水である昭和33年9月洪水と同規模の洪水、年超過確率でいうと24分の1に対して、災害の発生の防止または軽減を図り、総合治水の取組を前提に、河道整備において対象とする流量を、主要な地点吉川において640 m³/s、主要な地点谷古宇において60 m³/sとして、洪水による災害の発生の防止または軽減を図るとして目標設定を考えてございまして。流量配分図を下に示してございまして。

6. 中川・綾瀬川河川整備計画【骨子】（案）について

【後藤河川計画課長】

続きまして、資料6で、中川・綾瀬川の河川整備計画の骨子（案）をお示しいたします。

2ページを御覧ください。目標の部分を中心に、ポイントを絞って説明させていただきます。

計画対象区間はさきに説明のとおり、下の図の大臣管理区間といたします。また、下に行つて計画対象期間ですが、計画対象期間はおおむね30年、また河川整備計画は、策定後においても状況の変化、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、計画対象期間内であっても見直しを行います。気候変動による洪水流量の増加等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行います。

次のページを御覧ください。目標に関する事項ということで、主なものを挙げております。

一番上、中川・綾瀬川は、首都圏を代表する都市河川であること、また、流域の風土、文化、歴史を踏まえまして、関係機関や地域住民と共通認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開します。

災害の発生の防止または軽減に関しては、中川・綾瀬川の自然環境に配慮しながら、堤防の拡築、域外排水施設の整備・増強等を推進します。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、必要な流量を明らかにした上で、適正な流量の確保に努めます。

河川環境の整備と保全に関しましては、良好な河川景観を保全するとともに、水質を保全・改善し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する中川・綾瀬川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。

また、その下、河川の維持管理に関しましては、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、適切に実施します。

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであり、適宜見直し、段階的・継続的に整備を行うこととし、様々な調査及び検討を行います。

一番下、地球温暖化に伴う気候変動により、将来、洪水等のリスクが高まることが予想されているため、適応する施策を検討します。

次、4ページを御覧ください。洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に

関する目標です。

過去の水害の発生状況、流域の重要性、総合治水の取組等を総合的に勘案し、基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的に河川整備を実施し、またこのほか、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進し、洪水による災害の発生の防止または軽減を図ることを目標とします。

戦後最大洪水である昭和33年9月洪水と同規模の洪水に対し、災害の発生の防止または軽減を図り、総合治水の取組を前提に、河道整備において対象とする流量を、吉川地点（中川）において $640\text{ m}^3/\text{s}$ 、谷古宇地点（綾瀬川）において $60\text{ m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止または軽減を図ります。

計画規模を上回る洪水や、整備途上において施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう流域治水を推進します。

その下、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標です。

河川の適正な利用、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、中川は吉川地点でかんがい期はおおむね $12\text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期はおおむね $10\text{ m}^3/\text{s}$ 、綾瀬川は畷橋地点でかんがい期、非かんがい期ともに $1\text{ m}^3/\text{s}$ で想定しておりますが、これらは必要な流量を明らかにした上で、適正な流量の確保に努めます。

次、5ページを御覧ください。河川環境の整備と保全に関する目標です。

水質については、水質改善効果が維持されるよう、引き続き地域住民や関係機関等と連携を図ります。

本川に合流する支川等についても、関係機関と連携・協力しながら進めて、流域全体の水質改善を図ります。

その下、生物の多様な生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、現状の自然環境を保全、中川においては、良好な湿性環境を目標に、水際部の自然環境を創出いたします。

中川・綾瀬川の両河川では、埼玉東部地域の自然環境のネットワーク軸としての資質を有しており、流域における生態系ネットワークの形成を図ります。

人と河川との豊かな触れ合いの確保については、河川利用、環境学習の場等の整備・保全を図ります。その際、ユニバーサルデザインに配慮、また、河川利用に関する多様なニーズを十分に反映した河川整備の推進に努めます。

良好な景観の維持・形成については、歴史・文化等の地域特性及び河川環境特性を踏まえ、水辺景観の保全・創出を図ってまいります。

また、次のページを御覧ください。ここからは、河川工事の目的、種類、施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要です。

河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流、左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、災害に対する安全度の向上を図ります。その際、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水への配慮に努めるなど、総合的な視点で推進します。

改築が必要となる水門、樋門・樋管等については、生物の移動連続性の配慮に努めつつ、整備を行います。

河川の整備に当たっては、新技術の開発・活用の可能性検討、土砂等を築堤等へ有効活用を図るなど、コストの縮減に努めます。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響を踏まえ、手戻りのない整備の実施に向けた調査・検討を行います。

その下、洪水、津波、高潮等による被害の発生防止または軽減に関する事項ということで、そこにございますような堤防の整備、河道掘削、また、次のページに行ってくださいまして、先ほど申した橋梁対策等を行ってまいります。また、(4)放水路及び排水設備の整備ということで、八潮排水機場の増強や、中川から江戸川へ排水する新たな域外排水施設について検討を行い、必要な整備を行います。

このほか、下にある浸透・侵食対策、次のページへ行っていただきまして、超過洪水対策、地震対策、内水対策、それから、支川合流点処理といたしまして、中川・新方川の合流部についての必要な対策といったものを記載しております。

9ページを御覧ください。また、減災・危機管理対策として、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動等を円滑に行う拠点の整備、あるいは水門の施設の遠隔化・無動力化の整備、観測機器、電源、通信経路等の二重化、地震対策といったものを行ってまいります。

次、10ページを御覧ください。上段は河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項ということで、必要な流量については、生物の生息・生育の状況等についての調査・検討を継続し、適正な流量の確保に努めるとともに、関係機関と連携を図っていきます。

また、その下、河川環境の整備と保全に関する事項です。

河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観に配慮した多自然川づくりを推進します。また、実施に当たっては、必要に応じ

学識経験者から助言を得るとともに、新技術の開発や活用の可能性を検討、ライフサイクルコストの縮減にも努めます。

具体には、下にありますような水質改善対策、次のページにございますような自然環境の保全と再生。ここで特に触れますと、干潟、ワンドやエコトーンの保全・創出、あるいは、中流部におけるサギ類の集団営巣地について、河川整備による影響の低減、それから同様に、中流部のレッドリストに掲載のあるヒヌマイトトンボ等の生息地について、周辺の河川整備による影響の低減といったものを行ってまいります。また、その下にありますように、人と河川の豊かな触れ合いの確保に関する整備ということで、「かわまちづくり」の推進等を行ってまいります。

次、12ページになります。洪水、津波、高潮等による災害の、河川の維持の目的、種類及び施行の場所ということで、災害の発生の防止または軽減に関する事項となっています。

河川維持管理に当たっては、中川・綾瀬川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「中川（中川・綾瀬川）河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき、計画的な維持管理を継続的に行います。サイクル型の維持管理、デジタル・トランスフォーメーションの推進、動植物の生息・生育・繁殖環境等への配慮に努めてまいります。

具体には、下にありますような堤防の維持管理、河道の維持管理、それから、次のページにあります、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理、多数設置されております許可工作物の機能の維持、また次のページに行ってくださいまして、不法行為に対する監督・指導、河川等における基礎的な調査・研究、それから下、地域における防災力の向上、これは住民避難、水防活動等が実施されるよう、関係機関との一層の連携、土地利用の制限をする等の対策を推進するために、関係機関に必要な助言を行いますとしてございます。

また、次のページでございますが、3の2の2の2、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項ということで、必要な流量を定めた地点等においての水質を監視、日頃から関係水利使用者等と情報連絡体制を構築、また、渇水時の対策が必要となった場合、情報の提供等により渇水被害の軽減に努めますとしております。

また、その下、河川環境の整備と保全に関する事項ということで、河川周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

環境教育の支援や不法投棄対策を実施しますということで、下にございますような水質の保全、水質監視、それから16ページにありますような自然環境の保全、これは、水辺の

国勢調査基礎情報の収集・整理、特定外来植物の防除といったものを行います。

その下、河川空間の適正な利用といたしまして、ユニバーサルデザインの導入、安全利用に関する周知活動の実施、また一番下、水面の適正な利用ということで、船舶の航行、舟運の活性化に関する維持管理を行ってまいります。

また、17ページになりますが、同様に、景観の保全や、環境教育の推進、不法投棄対策、18ページにありますような不法係留船対策、ホームレス対策といったものを実施してまいります。

また、最後、19ページになります。これは、その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項としております。

一番上、流域全体を視野に入れた総合的な河川管理ということで、都市化に伴う洪水流量の増大、土砂動態の変化等に対し、流域全体、海域を視野に入れた総合的な河川管理が必要としております。また、総合治水及び流域治水の推進を図る努力を継続としております。

その下、流域全体で取り組む対策ということで、繰り返しになりますが、流域全体で浸水被害の軽減に向けて、河川への流出抑制に関する対策や土地利用の工夫などの取組を促進するための関係機関との連携を図ることとしております。

その下、地域住民と関係機関との連携・協働、治水技術の伝承の取組、ポンプ運転調整管理システムの確立といったものについても記載しております。

7. 当面の進め方

最後、資料7を御覧ください。当面の進め方についてでございます。

中川・綾瀬川の有識者会議について、令和5年1月17日の午前中に予定してございます。場所は、この合同庁舎の5階会議室でございまして、議題としては、本日説明したような中川・綾瀬川の現状と課題、整備計画の目標（案）、それから整備計画の骨子（案）等について予定してございます。

以上でございます。

【藤本河川調査官】

ありがとうございました。関東地方整備局からの資料の説明につきましては、以上となります。

それでは、御説明させていただきました内容に関しまして、埼玉県様、東京都様より御発言をいただければと思います。

順にお願いしたいと思います。初めに埼玉県、水草課長、よろしくお願いいたします。

【埼玉県 水草河川砂防課参事（兼）課長】

では、私から2点、確認をさせていただきます。

1つ目が、現状と課題について、維持管理にもつながるかもしれませんが、中綾流域の中の特に埼玉県域の草加や越谷などは、歴年で地盤沈下が進んでいるところでして、これは北川辺など利根川北側域での沈下と合わせて、関東地整の管内では相当、地盤沈下が深刻なエリアだと私は認識しております。

このエリアでの地盤沈下は過去の話ではなく、今でも下がり続けているところ、リスクが今後も含めて積み重なっていく点を踏まえ、流域の概要か、地形特性の箇所に、地盤沈下の歴史の記述をぜひお願いしたいと思います。浸水した場合においては当然、浸水深が大きくなるということになりましょうし、場合によっては、経年的に造って完成に至った施設群が沈下するという可能性もゼロではないという意味も含めて、それらも十分に考慮に入れた施設計画や、施設設計、整備、また、そのリスクに対する対応といった点を、流域に広く宣言、意識づける意味でも、歴史か何かの項に含めていただければと思います。

2点目は、説明中のいろいろな場面で登場する、気候変動対策、地球温暖化の扱いです。

気候変動対策として、今後具体的な施策を位置付けようとしたときは、それを整備計画に記載したり、もしくは、今は未考慮でも、今後の世の中の動きを反映するために整備計画の内容の変更が必要になるという事態は、当然あり得ると思っています。片や、利根川流域では基本方針に関し気候変動の取り扱いをどうするのか議論がまだ始まっていません。今後気候変動の具体的な施策が出てきたら反映しますという表現は別に問題ないと思いますが、骨子の3ページ目の一番下、総合的に適応する施策を検討していきますとなっているので、基本方針の議論が始まったら、それに先んじて策定しようとしている今回の整備計画の中で、どこまで気候変動論を打ち出していくのかという点については、概要で対応力として表現されているところ、今回の整備計画の本編でどのように表現されるのか着目したいなというコメントでございます。

【藤本河川調査官】

ありがとうございます。では、続きまして、東京都、齊藤部長、よろしくお願いします。

【東京都 齊藤河川部長】

東京都からは、まず要望が2点と、あともう2つ、全部で4つあるんですが、後の2つは、資料6の骨子の中に結構うたわれておりますけれども、確認も含めて、4点について触れさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、年超過確率の話でございます。東京都は当然、管理区間というのは下流に位置しているわけでございますけれども、今回、整備水準を見直すということで、今回の目標整備水準が24分の1ということですね。年超過確率24分の1に対して、私どもは今、10分の1という超過確率で異なりますので、この計画流量が東京の管理区間に流下した場合、現況の河道で対応可能かどうかというところが非常に私どもとしては気がかりなので、私どもの管理区間への影響について、まず確認をしていただければというのが1点目でございます。

2点目ですが、私ども東京都管理区間はこれまで、東部低地帯の河川施設整備計画というのを策定していて、L2地震動について、河川施設の機能を保持できるようなことを目標に、整備をずっとかれこれ10年ぐらい進めているんですけれども、こうしたことを踏まえまして、直轄区間においても、必要な区間については耐震性能の確保に努めていただけないかなという、この2つがまず大きな要望点でございます。

あと2つ、東京都は、去年の12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」というのを、知事が記者会見でも出しているんですけれども、今、埼玉県さんから問題提起もあった気候変動に伴う降雨量の増加とか、海水面の上昇に対する対策を検討し、実施していく予定としてございます。既に有識者を入れた検討会も進めて、海水面の上昇は一部発表もしているところなんですけれども、こうした状況を踏まえて、先ほど骨子の2ページにもありましたように、新たな知見の蓄積とか技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、計画対象期間内であっても見直しを行いますと書いてありました。まさにこういったことも必要になったときには、ぜひよろしくお願いいたしますということです。

最後、4つ目ですが、これも骨子の6ページのところで、堤防の整備ということで、直轄区間の下流のところ、東京都の区間が一部あって、葛飾区内で堤防断面が不足しているところもございまして、既に私どもは政府提案要求ということで、毎年、国交省さんに要

望させていただいているところなんですけれども、標準的な堤防の断面形状が不足している部分については、整備を推進していただきたいと。これは、この中にもうたわれておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいというのが最後の4点目でございます。

以上でございます。

【藤本河川調査官】

ありがとうございました。では回答をお願いします。

【後藤河川計画課長】

まず、埼玉県さんからいただいた御質問ですけれども、確かに基本方針の変更が済んでいませんので、具体的に降雨、外力がどうなって、河川整備として具体的に目指すというところは、今回なかなか設定しきれない部分はありますが、確実に外力の増大が見込まれる、あるいは、施設能力を上回る洪水の発生リスクというのも高まっていくというものを踏まえて、現段階でも考えられるものというのはい定あると考えていますので、今後また調整させていただければと思っております。

また、東京都さんからの年超過確率24分の1を目指すに当たっての都区間への影響につきましては、お示ししなければならぬと思っております、しっかり検討している状況ですので、また御説明させていただきます。また、L2地震での機能保持というところも、重要な流域でありますので、しっかり行っていく。それから、技術の知見等を踏まえた整備計画の見直し、これは30年というのに限らず、しっかり行っていきます。また、堤防の整備に関しましても、断面がしっかり確保されて初めて完成堤防ですので、しっかり対策を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【埼玉県 水草河川砂防課参事（兼）課長】

地盤沈下の歴史についてはどうされましようか。

【後藤河川計画課長】

その辺りは、重要な案件でございますので、記載できるところを確認してまいりたいと思います。

【埼玉県 水草河川砂防課参事（兼）課長】

歴史は事実ですので、それを踏まえてみると、例えば堤防を造るときの余盛の取り扱いに気をつける必要性が生じる場合もあると思います。その場合においては、河川管理者としてどう表現されるのかお任せいたします。

【後藤河川計画課長】

はい。

【藤本河川調査官】

ありがとうございました。そのほか、よろしいでしょうか。

【埼玉県 水草河川砂防課参事（兼）課長】

正常な流水の管理の項目で、山を水源とする川の場合は、一般的に例えば漁協があつて、アユやサケが遡っている、生物環境にも配慮する、などという表現がいろいろあるかと思いますが、この中綾流域では実際、どんな状況ですか。

【後藤河川計画課長】

必要となる正常流量の項目に応じて検討を行っています。

【埼玉県 水草河川砂防課参事（兼）課長】

それは都市河川だからといって省略することなく、取りあえず全国標準の手法で評価、表現されるということですね。

【後藤河川計画課長】

必要とされるかどうかについては、本省から正常流量の手引案なども出されていますが、標準的な考え方で必要量を検討しています。

【埼玉県 水草河川砂防課参事（兼）課長】

かしこまりました。

【後藤河川計画課長】

また御説明させていただきます。

【藤本河川調査官】

ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。

8. 閉会

【藤本河川調査官】

本日、いろいろと意見をいただきまして、ありがとうございます。いただきました意見につきましては、今後の検討に反映させていただきまして、また御説明等をさせていただきたいと思います。

構成員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして御対応いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第1回中川・綾瀬川河川整備計画関係都県会議を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —